

「安心観光・飲食エリア」に関する協定書

氷ノ山観光業者組合（以下「甲」という。）と若桜町観光協会（以下「乙」という。）、鳥取県（以下「丙」という）及び若桜町（以下「丁」という）は、次のとおり「安心観光・飲食エリア」に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が緊密な相互連携と協力により、若桜氷ノ山エリア内の事業者（以下「エリア内の事業者」という。）が、新型コロナウイルス感染予防対策協賛店制度の届出や新型コロナ対策認証事業所認証制度の認証（以下「協賛店・認証事業所制度」という。）などによる新型コロナウイルス感染症の徹底した感染拡大予防対策の実施及びその実効性を向上させるための実施状況の定期的な確認を行うことにより、利用者（当該エリア内の事業者の施設を使用して開催される催物の参加者を含む）が観光や飲食を安心して満喫していただける若桜氷ノ山エリアを創出することを目的とする。

（エリアの範囲）

第2条 本協定書上の若桜氷ノ山エリアの範囲及びエリア内の事業者は、別途、丙が定める実施要領によるものとする。

（役割）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、第1条の目的を達成するため、別添に定める役割について連携協力しながら遂行するものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める事項を効果的に行うため、別途、丙が定める実施要領に基づき実施するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙、丙及び丁いずれからも解約の申出がない場合は、1年間有効期間を更新するものとし、その後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間中であっても、甲、乙、丙及び丁の協議により、いずれかが本協定の解約を希望する場合は、本協定を解約できるものとする。

（協定内容の変更）

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁はその都度協議の上、本協定を変更することができるものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義等が生じた事項は、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

令和2年10月30日

甲 鳥取県八頭郡若桜町若桜801-5

氷ノ山観光業者組合

組合長 山根 政彦

乙 鳥取県八頭郡若桜町若桜341-1

若桜町観光協会

会長 森岡 靖彦

丙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

丁 鳥取県八頭郡若桜町若桜801-5

若桜町

若桜町長 矢部 康樹

1 甲及び乙の役割

- (1) エリア内の事業者には感染拡大予防対策を呼び掛けるとともに、協賛店・認証事業所制度を推進し、エリア内の事業者で感染拡大予防対策が徹底できていると判断した後は「安心観光・飲食エリア」宣言を行う。
- (2) 宣言後、県内外への情報発信や利用者（当該エリア内の事業者の施設を使用して開催される催物の参加者を含む）への感染予防対策の呼びかけ及びエリア内の事業者の感染拡大予防対策について、定期的にエリア内の事業者の点検を行うとともに、新型コロナウイルス感染予防対策協賛店届出事業者に対して新型コロナウイルス対策認証事業所認証制度を認証取得するよう働きかけることとする。
- (3) また、鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例に基づき、丙又は丁が行う新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための対策にエリア内の事業者を積極的に協力させるものとする。

2 丙の役割

- (1) 甲及び乙が推進するエリア内の事業者が実施する感染拡大予防対策を支援する。また、甲及び乙が「安心観光・飲食エリア」の宣言をした後、県内外への「安心観光・飲食エリア」の情報発信を行うとともに、エリア内の事業者における協賛店・認証事業所制度などの感染拡大予防対策の実施状況の定期的な確認を丁と協力して行う。

3 丁の役割

- (1) 甲及び乙が「安心観光・飲食エリア」の宣言をした後、県内外への「安心観光・飲食エリア」の情報発信を行うとともにエリア内の事業者における協賛店・認証事業所制度などの感染拡大予防対策の取組状況の定期的な確認を丙と協力して行う。